

事業報告附属明細書

令和 4 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が、存在しないので作成しない。

令和 5 年 3 月

公益財団法人やわた市民文化事業団